

『基本と実務がよくわかる 小さな会社の給与計算と社会保険 24-25 年版』お詫びと訂正

本書で記載されている内容に誤りがありました。ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、下記の通り訂正させていただきます。

●P16 雇用保険料率の欄

誤) 変更なし 2024〈令和5〉年4月～

正) 変更なし 2024〈令和6〉年4月～

●P74 三六協定届 所定労働時間の欄 1行目、2行目

誤) 8時間

正) 7.5時間

●P91 ページ下部

誤) 時間外労働手当+深夜労働手当=・・・1,117.02円

正) 深夜労働手当=・・・1,117.02円

●P184 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 A 源泉控除対象配偶者を指す吹き出しの内容を下記に変更

源泉控除対象配偶者は、給与所得者の所得の見積額が900万円以下で、生計を同じくする所得金額が95万円以下の配偶者が該当する。なお、その配偶者の所得が給与所得だけの場合は、給与収入が150万円以下である配偶者となる。なお、年末調整において配偶者控除、配偶者特別控除を受けるには、この欄の記載の有無に関わらず、P186-187の配偶者控除等申告書の提出が必要。

●P191 本文中の注釈

3か所の注釈(*)を削除し、注釈文「*2012年より前に～最高5万円」を削除

●P209 源泉徴収簿「扶養控除等の申告・各種控除額」申告の有無の欄

誤) 無

正) 有